

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件であり、成立した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は保留となった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法14号）は、衆議院議員の選挙制度について、選挙運動の方法や数量に関し合理化を図るため、小選挙区選出議員の選挙において、候補者届出政党が使用できる自動車、船舶及び拡声器の数、通常葉書、ビラ、ポスターの枚数並びに政見放送の時間数をそれぞれ削減し、比例代表選出議員の選挙において名簿届出政党が頒布できるビラの種類、ポスターの枚数及び種類を削減し、政党演説会等についても同時開催数の制限を設ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国民の知る権利及び投票率低下と選挙運動のあり方などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成8年1月22日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年2月21日（水）（第2回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成8年6月17日（月）（第3回）

○公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）について提出者衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長築瀬進君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長代理堀込征雄君及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第14号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ、自連

反対会派 共産

○平成8年6月18日（火）（第4回）

○請願第1187号を審査した。

○選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○平成8年6月19日（水）（第5回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

(3) 成立議案の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第14号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 自動車、船舶及び拡声機の使用

- (1) 主として選挙運動のために使用される拡声機には携帯用の拡声機を含むことを明らかにする。
- (2) 衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が都道府県ごとに使用することができる自動車又は船舶及び拡声機については、当該都道府県の候補者届出政党の候補者数が3人を超える場合に、その超える数が10人を増すごとに自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを追加して使用することができる。

2 文書図画の頒布

- (1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における通常葉書及びビラの頒布枚数の制限

候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、以下の枚数を限度として通常葉書及びビラを選挙運動のために頒布することができる。

- ① 通常葉書 2万枚（現行3万5,000枚）に当該都道府県の候補者届出政党の届出候補者数を乗じて得た数
- ② ビラ 4万枚（現行7万枚）に当該都道府県の候補者届出政党の届出候補者数を乗じて得た数（ただし、届出候補者の選挙区ごとに、4万枚以内。なお、長さ42センチメートル、幅29.7センチメートルを超えてはならない。）

- (2) 衆議院比例代表選出議員の選挙におけるビラの種類

衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに中央選挙管理会に届け出た2種類以内（現行3種類以内）のビラを、選挙運動のために頒布することができる。

3 ポスターの数

- (1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙

候補者届出政党は、その届出候補者の選挙区を包括する都道府県ごとに、1,000枚（現行1,500枚）に当該都道府県における候補者届出政党の届出候補者数を乗じて得た数を超えてポスターを掲示することができない。ただし、その届出候補者の選挙区ごとに1,000枚を超えてポスターを掲示することができない。

(2) 衆議院比例代表選出議員の選挙

衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、500枚に当該選挙区における当該名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数を乗じて得た数（当該選挙区ごとに中央選挙管理会に届け出た3種類以内のものに限る。）を超えてポスターを掲示することができない。

4 政見放送

衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、当該都道府県における届出候補者数（12人を超える場合においては、12人とする。）に応じて政令で定める時間数で、その政見を放送することができる。

5 政党演説会又は政党等演説会の会場の掲示の特例

(1) 候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等は、その政党演説会又は政党等演説会の開催中当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選挙については、中央選挙管理会）の定める表示をした立札又は看板の類を、会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(2) (1)の立札及び看板の類の数は、候補者届出政党にあってはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに通じて2に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数を、名簿届出政党等にあってはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに通じて8を超えることができない。この場合において、政党演説会の会場前に掲示する立札及び看板の類の選挙区ごとの数は、その届出候補者に係る選挙区ごとに通じて2以内とする。

(3) (1)の立札及び看板の類は、政党演説会又は政党等演説会の会場外のいずれの場所（候補者届出政党の使用するものは、その届出候補者に係る当該選挙区の区域内に、名簿届出政党等の使用するものは、届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内に限る。）においても選挙運動のために使用することができる。

6 施行期日等

この法律は公布の日から施行し、この法律の施行の日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
14	公職選挙法の一部を改正 する法律案	公職選挙法改正 に関する調査特 別委員長 築瀬 進君 (8.6.14)	8.6.14	8.6.14	8.6.17	8.6.17 可決	8.6.18 可決			8.6.14 可決